7 都市景観・景観計画

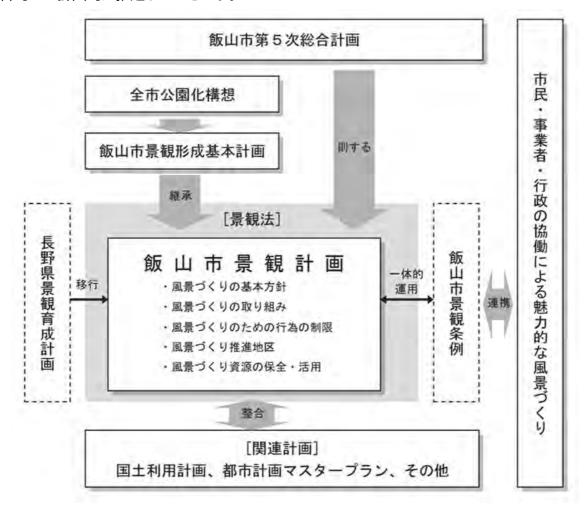
(1)景観計画

①「飯山市景観計画」いいやまの風景づくり

飯山市景観計画は、景観法に基づく法定計画で、景観法を活用するための法定事項と独自事項を組み合わせて策定するものです。また、飯山市第5次総合計画(平成25年度~平成34年度)に則し、全市公園化構想、飯山市景観形成基本計画を継承し、「訪れたいまち 住み続けたいまち」を実現するために、必要な風景づくりに関する総合的な方策を示したものとして位置づけるものです。

この計画は、これまでの取り組みや新たな風景づくりの施策に法的根拠を持たせ、今後の市民の 意向や社会・経済状況の変化を踏まえ、運用を通じて内容を見直し・充実させていく発展型の計画 としていくものです。

なお、風景づくりは、景観法に基づく景観計画や条例だけでなく、関連する様々な法律や、都市 計画マスタープランなどの行政計画と連携を図り、市民・事業者の方々の参画と協力を得ながら総 合的かつ計画的に推進していきます。



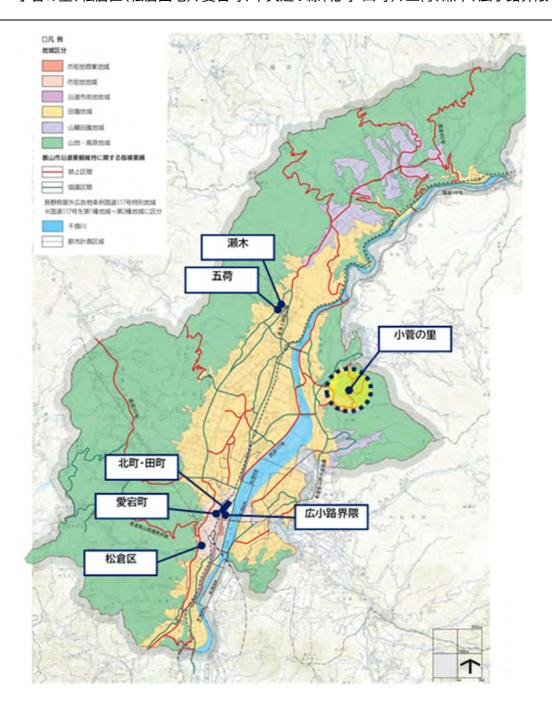
②景観形成住民協定

風景づくりの活動を広げるためには、隣同士の住民をはじめ、同じ目的をもった仲間を増やしていくことが大切です。通りや地区単位で、建築物や工作物、緑化など風景づくりに関する自主的なルールを定め、みんなでそれを守り、取り組んでいく住民協定を推奨し、それぞれの地域の特性や個性に応じたまとまりのある風景づくりを進めます。

なお、長野県景観条例(平成4年長野県条例第22号)第32条第1項の規定に基づいた、長野県 知事の認定を受けている景観育成住民協定(現在、市内7団体)は、景観行政団体移行に際し、飯山 市長の認定を受けた飯山市景観形成住民協定としています。

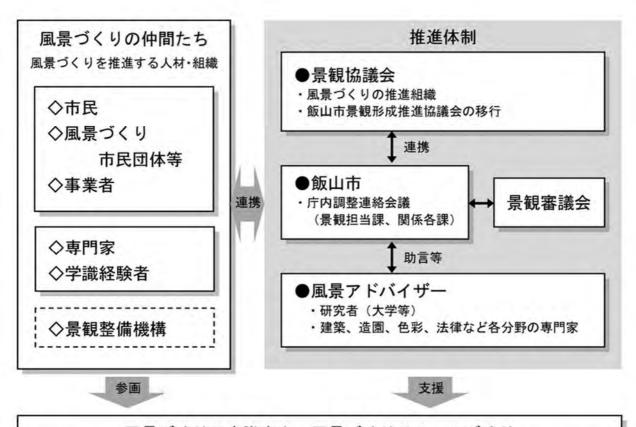
飯山市景観形成住民協定

小菅の里、松倉区(松倉団地)、愛宕町、中央通り線(北町・田町)、五荷、瀬木、広小路界隈



3景観形成推進団体

良好な風景づくりを推進するためには、本計画に基づき、市民、事業者、行政などが協働して取り組みができる体制をつくります。特に景観協議会等が推進体制の中心となり、積極的な風景づくりに取り組みます。



風景づくりの意識向上、風景づくりのルールづくり 風景づくり推進地区等の指定、風景資源の保全・活用、その他

④「飯山まちづくりデザイン計画書」

市では、平成22年4月に新幹線開業に向けた「アクションプラン」を策定し、市街地活性化、観光 推進の目標の一つとして「まちなか観光の充実(回遊性のあるまちづくり)」を掲げました。

平成23年3月には「飯山まちづくりデザイン会議」が、アクションプランを具体的に進めるための "まちづくりデザイン"について提案することを目的として設立されました。

当該計画書は、デザイン会議から提案された「まちづくりコンセプト」と「具体的な提案、推進の方向性」を実行するためのガイドラインとしてまとめました。



⑤「飯山市風景づくりガイドライン」

市では、良好な風景づくりを総合的かつ計画的に進めていくための目標や方針、推進方策などを明らかにし、市民・事業者・行政が、協働により良好な風景づくりを実現することを目的とした「飯山市景観計画」を策定しました。

飯山市風景づくりガイドライン(以下「ガイドライン」という。)は、景観計画を推進するための手引きとして、建築物の建築や工作物の建設などの行為の際の風景づくりにおける配慮事項をまとめています。

風景づくりの基本方針は、景観計画の区域と風景づくりの基本的な考え方を記載しています。 地域区分ごとのガイドラインは、景観計画で地域区分している「市街地商業地域」「市街地地域」 「沿道市街地地域」「田園地域」「山麓田園地域」「山地・高原地域」と、共通事項をまとめた「共通編」 で構成されています。建築物の建築や工作物の建設などの行為をする際は、該当する地域と共通 編のガイドラインを参照します。

資料編には、地域基準の一覧や行為の届出に必要な書類が記載されています。

(2) 景観に関する規制

①長野県屋外広告物条例に基づく国道117号沿道屋外広告物特別規制地域の指定

国道117号沿線(上信越自動車道豊田飯山IC~新潟県境)は、平成7年5月1日に長野県屋外広 告物条例による特別規制地域に指定され、また、北陸新幹線開業に伴い、その沿線(500m~100 Om)において、広告物を設置する場合は、知事の許可が必要となります。広告物の設置を無秩序 のまま放置しておくと、美観が損なわれ、時として地震・台風などの災害時に危険な存在にもなる ためです。

【対象となる区間】

区分	区間	範囲
第1種地域	高速自動車国道関越自動車道上越線豊田飯山ICから 飯山市道2-120号線との交差点まで(バイパス) 飯山市道7-397号線との交差点から下水内郡栄村大 字豊栄字大門251番の1地先まで(バイパス)	両側各200m以内
第2種地域	飯山市道2-120号線との交差点から清川橋(飯山市大字静間字町尻1345番の1地先)まで 下水内郡栄村大字豊栄字大門251番の1地先から長野県と新潟県との境界まで	両側各100m以内
第3種地域	清川橋(飯山市大字静間字町尻1345番地の1地先) から飯山市道7-397号線との交差点まで(バイパス)	両側各30m以内

【許可基準】

	ち物の種類	第1種地域	第2種地域	第3種地域
ਰ ∕	べての広告物	・反射材、動光、点滅、ネオン照日 ・地色の彩度8以下 ・屋上広告物設置許可	月不可	
自	総量	表示面積10㎡以下		
自己用	袖看板	・軒より高くしないこと ・1基の表示面積5㎡以下		
広	地上設置	·表示面積1面5㎡以下	・表示面積1面10㎡、合計	-20㎡以下
告	広告物	・高さ5m以下	·高さ10m以下	
物	壁面	屋根、壁面面積の合計の2/1	屋根、壁面面積の合計の	屋根、壁面面積の合計
	広告物	0以下	3/10以下	の4/10以下
自己用以外の		次に掲げるもの以外設置不可 〇主要地点又は公共的な施設 への案内のためのもので次 に掲げるもの ・表示面積0.55×1.8m ・高さ地上5m以下 ・白地に相文字、紺地に白文字	自己用広告物に同じ。ただし、地上設置広告物にあっては、次のとおりとする。 ・表示面積1面5㎡以下、合計10㎡以下・高さ5m以下	自己用広告物に同じ。
	吉物	又はこげ茶地に白文字 〇自己の事業等に関し、事業 所等から道路を挟んだ向かい側に表示するもので次に 掲げるもの ・表示面積0.55×1.8m ・高さ地上5m以下 ・1基に限る。	長野県屋外広告物条例 国	通117号特別規制地域 第1 種地域
	※特別規制地域	域内でも飯山市沿道景観維持指導	778	第 3 種 地 地

要綱・開発指導基準が適用されます。

※適用除外となる広告物もあります。

②長野県屋外広告条例に基づく北陸新幹線沿線地域における屋外広告物規制について

長野県内の市町村を通過する新幹線や高速道路などの沿線地域は、屋外広告物の規制が適用 されています。

長野以北の北陸新幹線沿線地域も平成26年4月1日から適用されました。

【規制の対象範囲】

北陸新幹線長野以北の沿線地域を対象に、飯山市は、「中野市との市境から長峰トンネル入口まで」の区間が対象です。

1.禁止地域(屋外広告物を表示設置してはいけない地域)

:新幹線軌道から両側各 500mの範囲内

ただし、飯山都市計画に定められた<u>近隣商業地域</u>、<u>商業地域</u>及び<u>準工業専用地域</u>の区域は除かれます。また、自己の事業所などに表示する表示面積 10 ㎡以下の自己用広告物は除かれるなどの適用除外があります。

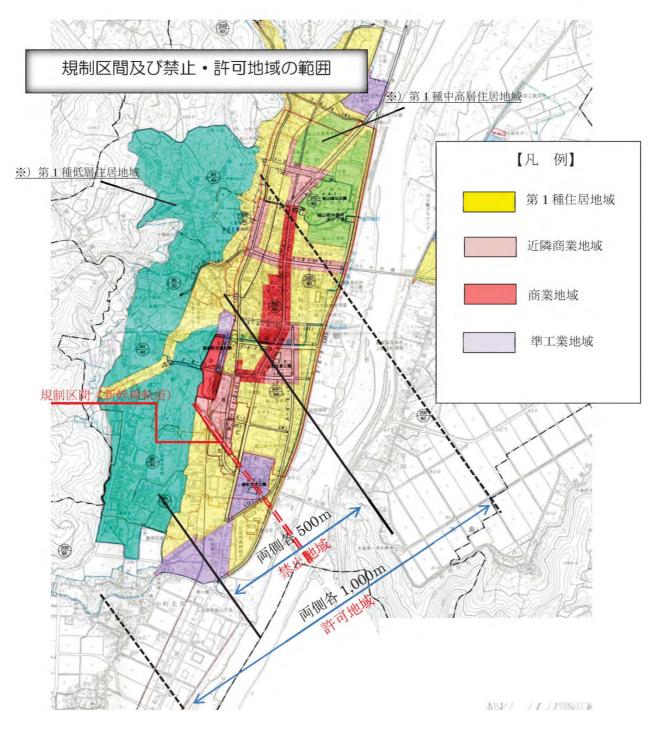
2.許可地域(屋外広告物を表示設置する場合に許可が必要な地域)

二新幹線軌道敷から両側各 1000mの範囲内

屋外広告物、壁面広告物、袖看板、地上広告物を表示設置する場合、それぞれ大きさや高さなどの制限があります。

禁止地域における適用除外となるもの	許可地域における許可の基準
	【屋上広告物】
1)公職選挙法その他法令の規定に基づく選挙運	■広告物本体の高さ 13m以下
動のために表示し、又は設置するもの	■建築物の高さに対する本体の高さ割合
2)法令の規定により表示又は設置を義務付けら	10 分の 6 以下
れたもの	■建築物から横にはみ出さない
3)国、地方公共団体が掲出する、公益上必要と	【壁面広告物】
認められるもの	■表示面積の合計が広告物を表示する壁面
4)自己の事業所に表示する一定規模以下の自己	の 10分の4以下
用広告物(表示面積 10 ㎡以下)	【袖看板】
5)祭典その他慣例上使用するもの	■下端の高さ 道路から 4.7m以上(歩道
6)一時的又は仮設的なもので、表示期間 30 日	上は 2.5m以上)
を超えないもの	■壁面からの出幅 1.5m以下 ■道路上の
7)営利を目的としない一定期間内のもの	出幅 1.0m以下
8)著名な地点又は公共的な施設への案内のため	■壁面の上端を越えないこと
に掲出されるもので、市町村長の許可を受けた	【地上広告物】
もの	■高さ 13m以下 ■表示面積 合計 50
	m ^l 以下

注意:新幹線沿線の規制範囲であっても、国道117号特別規制地域及び飯山市景観維持に関する指導要綱で定めらている地域においては、従来どおり前記の規制を適用します。



- 1.※)の第一種低層住居専用地域・第一種中高層住居地域は屋外広告物が掲出できない禁止地域としています。
- 2.表示面積は、新幹線軌道敷から展望できる範囲を指します。

③飯山市沿道景観維持に関する指導要綱(平成5年12月27日市告示第61号)

沿道から見える美しい市内の風景は、住む人、訪れる人すべての共有財産であることから、この 景観を守り後世に伝えるのが責務と考え、主要道路沿いの屋外広告物設置に対する規制を中心と した沿道景観の維持に関する指導要綱を制定しました。

これにより、禁止区間又は協議区間として定められた道路の沿道に看板を設置しようとすると きは、市へ協議が必要になります。(P66 要綱参照)

【禁止区間】

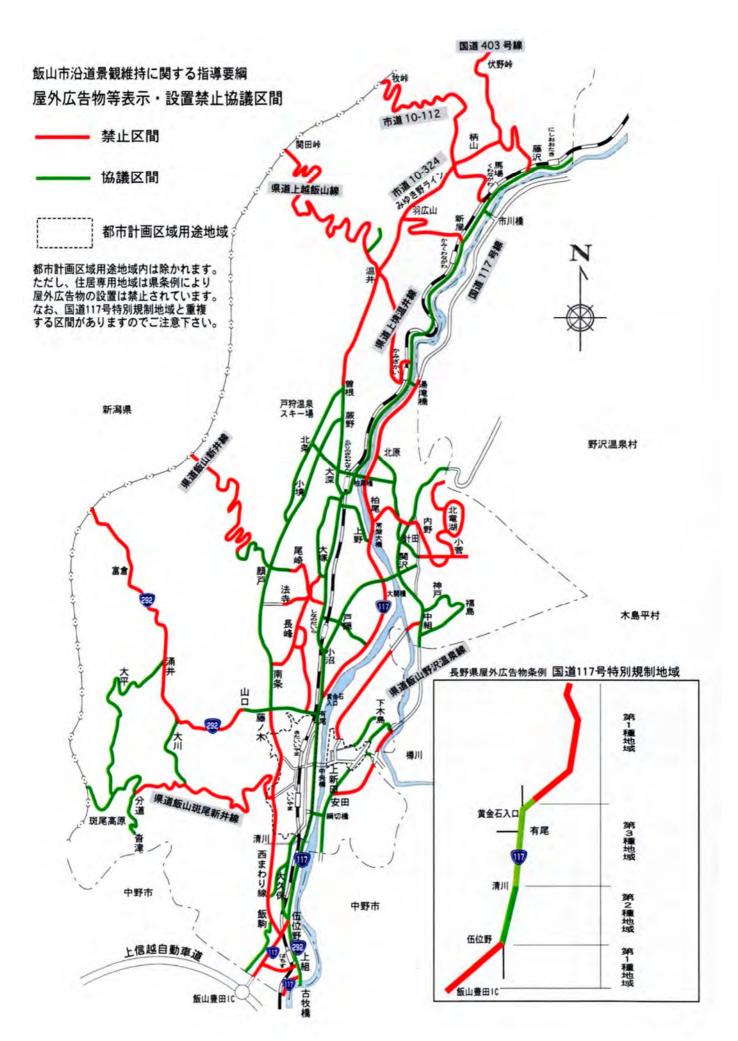
路線名	規制区間	路線名	規制区間
	替佐飯山BPの飯山市内全線(伍位野	市道1-103	西回り線全線
	交差点まで)	市道1-104	有尾から飯山運動公園経由小泉まで
国道117号	小沼湯滝BPの飯山市内全線(小沼〜	市道2-101	茂右工門新田から上組まで
	湯滝)	市道3-126	上新田から戸那子まで
	古牧橋北から中野市との境界まで	市道4-116	小菅から野沢温泉村との境界まで
国道292号	富倉から山口上まで	市道4-363	北竜湖周遊道路
国道403号	藤沢から伏野峠まで	市道4-357	関沢から小菅まで
県道飯山野沢温泉線	安田中村BPの安田から下木島まで	市道4-359	針田から小菅まで
県道飯山斑尾新井線	上倉から分道まで	市道5-106	南条から飯山運動公園まで
県道上越飯山線	曽根から開田峠まで	市道6-213	法寺から飯山運動公園まで
県道飯山新井線	顔戸から平丸峠まで及び尾崎から下 水沢まで(長峰内の道路)	市道10-110-1	羽広山から新屋まで
		市道10-112	牧峠から馬場まで
県道上境温井線	上境から温井まで	市道10-324	みゆき野ライン全線
県道柏尾戸狩停車場線	柏尾から飯山野沢温泉線との交差点 まで		

【協議区間】

路線名	規制区間	路線名	規制区間	
国道117号	伍位野交差点から黄金石入口交差点	市道3-123	木島五叉路から山岸まで	
	まで	市道3-124	安田から木島交差点まで	
国道292号	古牧橋から伍位野交差点まで及び有	市道3-125	木島五叉路上新田から下木島まで	
国坦292号	尾交差点から山口上まで	市道4-115	中組交差点から福島、神戸経由神戸	
団営402日	中央橋から木島平村との境界まで及		入口交差点まで	
国道403号 	び市川橋から藤沢まで	市道4-117	北原から柏尾橋まで	
県道飯山野沢温泉線	綱切橋から安田まで	市道4-401	関沢交差点から関沢まで	
県道飯山斑尾新井線	分道から新潟県との境界まで	市道4-438	瑞穂グラウンドから針田まで	
県道曽根藤ノ木線	藤ノ木交差点から曽根交差点まで	市道4-444	北原公会堂から瑞穂グラウンドまで	
県道関沢小沼線	小沼三叉路から関沢まで	市道5-119	涌井交差点から大平経由斑尾まで	
県道中野飯山線	中野市との境界から安田まで	士光 5 107	大川交差点から飯山斑尾新井線との	
県道上越飯山線	黄金石入口から旧曽根保育園まで	市道5-126	交差点まで	
月、芳华 <i>作</i> 。1.49	戸狩から西大滝まで及び大深から柏 尾橋まで	市道7-105	大塚から小泉経由戸狩まで	
県道箕作飯山線		市道7-114	戸狩から上野まで	
県道信濃平停車場線	信濃平駅から下水沢交差点まで	市道7-117	国道117号交差点から戸隠経由信濃	
県道蓮停車場線	国道292号から蓮駅まで		平駅入口まで	
市道1-102	分道から沓津まで	市道7-118	旧雪害試験地から小沼経由戸隠交差	
市道2-102	中野市との境界から飯駒まで	叩迪 /-11δ	点まで	
市道2-103	北畑から西回り線との交差点まで	市道7-128	大倉崎から上野まで	
市道2-120	大久保三叉路から伍位野交差点まで	市道9-107	柳沢から戸狩まで	
市道3-121	消防署から工場団地、坂井経由天神 堂まで	市道9-108	曽根から小泉まで	
		市道9-109	大深交差点から北条まで	
市道3-122	木島五叉路から木島保育園角まで	市道10-110-2	温井上から旧温井小交差点まで	

【設置基準】

	巨 垒十】			
	禁止区間	協議区間(高さ5m以下で表示面積3m以下のものを除く。)		
野	通過車両を対象とした商業看	・地上からの高さは5m以下		
$\frac{\overline{U}}{\zeta}$	板は設置不可	・表示面の面積は1面5㎡以下、1基の総面積は10㎡以下		
野立て看板		・同一敷地内に2基以上設置する場合は、30m以上の間隔をあける。		
		・点滅式電照看板・蛍光塗料、回転灯は不可		
		・使用できる色は、地色を含めて3色以内。ただし、表示面積の5分の1以		
		下のシンボルデザイン等は除く。)		
	・屋根上又は屋根面利用の広告物は、不可			
一端一学	・屋根上又は屋根面利用の広告物は、不可 ・袖看板は、軒より低くし、表示面の総面積は5㎡以下 ・地上広告物は高さ5m以下、表示面積は1面5㎡以下、1基の総面積は10㎡以下 ・一一敷地内に2基以上設置する場合は、30m以上の間隔をあける。 ・点滅式電照看板・蛍光塗料、回転灯は不可 ・使用できる色は、地色を含めて、禁止区間は3色以内、協議区間は4色以内。ただし、表示面積の5分の			
業所				
等 の				
敷地	・点滅式電照看板・蛍光塗料、回転灯は不可			
内	・使用できる色は、地色を含めて、禁止区間は3色以内、協議区間は4色以内。ただし、表示面積の5分の			
板	は除く。)			



④景観法及び飯山市景観条例に基づく行為に伴う事前届出

飯山市では、平成26年10月1日から景観計画を施行し、同日以降に着手される建築物や工作物などについて、一定規模を超える場合、景観条例に基づく行為の届出が市の全域にわたり必要となります。建築物、工作物等の工事に当たっては、工事などに着手する日の30日前までに届け出が必要となります。また、景観に配慮した設計や緑化など、別に定める飯山市景観計画/飯山市風景づくりガイドラインに基づいて計画する必要があります。

(P69 飯山市景観条例&P75 飯山市景観条例施行規則参照)

【届出が必要な行為】

	行為の種類			行為の規模
景観計画区域	建り新築・増築・		改築·移転	床面積が 20 ㎡を超えるもの 又は高さが 13mを超えるもの
	2 外	② 外観の変更、若しくは模様替え又は色彩の変更		変更面積が 25 ㎡を超えるもの
	改築、 工作 物 をととしく	新改な移動をとれる はないではないである。 はないではないである。 はないである。 はないである。 は、くくのである。 は、くくのである。 は、くくのである。 は、くくのである。 は、これでは、これである。 は、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで	③ プラント類、自動車車庫(建築物 とならない機械式駐車装置)、貯 蔵施設類、処理施設類 ^{*1}	築造面積が 20 ㎡を超えるもの
			④ 電気事業の用に供する施設・通信 等施設 ^{※2}	高さが 8mを超えるもの 又は築造面積が 20 ㎡を 超えるもの
			⑤ 太陽光発電施設※3	太陽電池モジュールの築造面積 の合計が 20 ㎡を超えるもの
		V/XX	⑥ ③④⑤以外の工作物	高さが 5mを超えるもの
域	⑦ ①から⑥までの建築物又は工作物の外観に公衆の目を引くための形態・色彩・その他意匠**4			面積が 3 ㎡を超えるもの
	⑧ 土石の採取又は鉱物の掘採		拡物の掘採	面積が 300 ㎡を超えるもの 又は生じる法面・擁壁の高さが 1.5mを超えるもの
	⑨ 土地の形質の変更 ^{*5}		更 ^{※5}	面積 300 ㎡を超えるもの 又は生じる法面・擁壁の高さが 1.5mを超えるもの
	⑩ 屋外における物件の堆積※6		井の堆積^{※6}	高さが 3mを超えるもの 又は面積 100 ㎡を超えるもの

- ※1.プラント類:コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの 貯蔵施設類:飼料、肥料、石油、ガス等を貯蔵する施設 処理施設類:汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設
- ※2.電気事業の用に供する施設・通信等施設:⑤ 太陽光発電施設を除く
- ※3.一団の土地又は水面に設置されるものとし、建築物の屋上又は屋根に設置する場合は建築物に係る行為とする。
- ※4.営利を目的としないもの及び表示期間が30日以下のものを除く。
- ※5.都市計画法第4条第12項に規定する開発行為及び、景観法施行令第4条第1号に規定する 土地の形質の変更(土砂の採取又は鉱物の採掘を除く)
- ※6.土砂、廃棄物、資材等が高く積み重なった状態をいう。
- ※飯山市開発指導基準が併せて適用される地域もあります。

